

役員(常勤理事)報酬について

公益財団法人前橋観光コンベンション協会 常勤理事の報酬について、平成25年6月7日開催の評議員会において、当協会定款第29条を改訂し、下記のとおり常勤理事への報酬を定めた。

平成25年6月7日

公益財団法人前橋観光コンベンション協会

理事長 曾我孝之

記

公益財団法人前橋観光コンベンション協会の常勤理事の報酬額について。

| | |
|-----------|------------------|
| 常勤理事の報酬総額 | 3,000,000円以内とする。 |
|-----------|------------------|